

「後世に伝えるべき治山」選定要領

第 1 趣 旨

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地災害から国民の生命・財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図り、国民に安全・安心を提供する極めて重要な事業である。日本の国土は、特に明治から昭和の中期まで、日本各地に「はげ山」と呼ばれた荒廃地が多く存在し、災害が頻発していた。また、海岸では漁村が砂に埋もれ、鉱山では樹木が消滅していた。現在では、治山事業により、このような荒廃地にも緑がよみがえり、森林の成長や植生の遷移によって周囲と同化し、あるいは美しい景観を形成し、大部分は豊かな森林状態を呈している。

こうした中、森林の果たす機能と治山事業の役割について国民の理解を深めるためには、緑がよみがえる過程で国土の保全に寄与した治山事業を後世に伝えていくことが重要となっている。そこで、治山事業を実施して100年が経過したことを機に、緑がよみがえった森林を「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」として選定・公表し広報することにより、国民の理解の醸成を図ることとする。

第 2 「後世に伝えるべき治山」選定の対象

選定は、次の全ての要件に該当するものを対象とする。

- ①治山事業（森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止工事等をいう。以下同じ。）で設置した施設（治山ダム、土留工、落石防護柵等をいう。以下同じ。）若しくは施設群又は治山事業を実施した区域の森林（治山事業を実施した区域の森林と一体的に公益的機能を発揮する周辺の森林を含む。）であること（以下「治山施設等」という。）。)
- ②治山事業が終了又は一部概成した治山施設等で、全部又は一部で森林が造成又は緑化され、水源の涵養、災害の防止等森林の有する公益的機能が十分に発揮されていること。

- ③第 1 期森林治水事業が始まった明治44年度以降に設置された治山施設等であること。ただし、明治44年度以前に設置された治山施設等で、現在、その事業区域に位置する森林が保安林に指定されており、かつ、同年度以降の治山事業で保全・管理されている場合も含むこととする。

第 3 選定基準

「後世に伝えるべき治山」の選定に当たっては、技術、事業の効果、地域への貢献等の項目を総合的に勘案して評価することとし、これらの項目に係る選定基準の具体的な内容については、「後世に伝えるべき治山」選定委員会設置要領に基づいて設置される「後世に伝えるべき治山」選定委員会（以下「委員会」という。）において別に定めることとする。

第 4 選定の方法

- 1 都道府県知事及び森林管理局長は、林野庁森林整備部治山課長が別に定めるところにより、各都道府県の民有林及び各森林管理局が管轄する国有林の区域内において実施された治山施設等（都府県にあっては当該都府県の区域外にある治山施設等であって密接な受益関係が認められるもの、森林管理局にあっては民有林において実施した直轄事業で設置した施設を含む。）の中から、「後世に伝えるべき治山」の候補を推薦するものとする。

なお、都道府県知事及び森林管理局長は、当該候補の推薦に当たっては、可能な範囲で関係市町村や林業関係者等に意見を聴取するものとする。

- 2 委員会は、1により都道府県知事又は森林管理局長から推薦された候補の中から、第3により委員会が別に定める選定基準に基づき、後世に伝える必要性が高いものを「後世に伝えるべき治山」として選定するものとする。
- 3 2で選定する治山施設等の数は、委員会において決定するものとする。

第 5 報告及び公表

- 1 委員会は、第4の2により選定された「後世に伝えるべき治山」について、林野庁長官に報告するものとする。

- 2 林野庁長官は、委員会により選定された「後世に伝えるべき治山」を公表するものとする。
- 3 林野庁長官は、2により公表した「後世に伝えるべき治山」が、第3により委員会が定める選定基準に適合しなくなったと認めるときは、「後世に伝えるべき治山」から除外するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、「後世に伝えるべき治山」の選定に必要な事項については、林野庁森林整備部治山課長が別に定めることとする。

附則

この要領は、平成25年7月11日から実施する。